

都市計画法第34条第9号の運用基準

都市計画法第34条第9号に該当する休憩所、給油所等とは、次に掲げるドライブイン、コンビニエンスストア、給油所等の施設をいう。

- 1 施設の設置位置は次のすべてに該当すること。
 - (1) 国道、県道、市道のうち道路幅員が7m以上かつ通過交通量が5,000台/12時間以上の道路に30m以上接すること。
 - (2) 上記に掲げる道路から出入りすることができる有効幅員5m以上の車両出入口を2箇所以上、一般の交通に支障とならない位置に設けること。
ただし、道路管理者との協議により車両出入口を2箇所設けることができない場合は、有効幅員6m以上の車両出入口を1箇所設けること。
 - (3) 現在及び将来の土地利用上支障のない区域であること。
- 2 各施設の基準は次の号に適合すること。
 - (1) 休憩所（ドライブイン等）
 - ア 自動車の運転者等が立ち寄って休憩や飲食ができる施設であること。
 - イ 当該敷地内に屋外から利用できる便所が設置されていること。
 - ウ 開発区域の面積は2,000㎡以上とし、駐車スペースは開発区域の過半以上、かつ収容人員に見合う大きさの駐車スペース（収容人員4人当たり1台）を有すること。
 - エ 建築物は原則として平屋建てとし床面積は200㎡以上とすること。
 - オ 主としてアルコールを含む飲料を飲食させる施設*でないこと。
 - カ 宿泊施設がないこと。
 - (2) 休憩所（コンビニエンスストア）
 - ア 自動車の運転者等が駐車して休息できる駐車場が十分あること。
 - イ 運転者等が利用できる便所が設置されていること。
 - ウ 飲食料品を扱い営業時間が24時間であること。
 - エ 開発区域の面積は2,000㎡以上であること。
 - オ 建築物は平屋建てとし床面積はおおむね150㎡以下であること。
 - (3) 給油所等（ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド等）
 - ア 開発区域の面積は1,000㎡以上とすること。
 - イ 建築物は平屋建てとすること。
 - ウ 事業所設置について認可の見込みがあること。
 - エ 自動車等の軽易な修理工場を併設する場合においては、当該部分の床面積を75㎡以下とすること。
- 3 その他
 - ・ 休憩所、給油所等に住宅は併設できないものとする。
 - ・ 開発許可申請の前に前橋市宅地開発指導要綱に基づき関係各課と事前協議を行うこと。

※『主としてアルコールを含む飲料を飲食させる施設』とは、日本標準産業分類における料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホールに該当する施設とする。

改正施行日 平成19年11月30日